



いじめは人権侵害

昔は権力者が国民を苦しめても人々は文句をいうことが
できませんでした。



↓
でも、これはおかしい！

人々がより①に、②が



できるように、勇気のある人たちが権力者などと戦いました。



その結果、勝ち取った尊い自由を③と呼びます。

人が人として尊重され、幸せで人間らしく生きるために、

④でも保障されています。



人権は⑤もが持っているものです。（子供でも当然

あります）。ですから、学校生活でも、「相手を⑥し、

お互いを認め合う」「お互いを傷つけない」ということが
必要なのです。



もし、あなたが学校でいじめを受けたら、大切な人権の一つ

である、⑦権利が侵害されてしまいます。



いじめは「心理的又は物理的な影響を与える行為」で「対象となった児童等が心身の
苦痛を感じているもの」をいい、⑧の書き込みも含まれ
ます（いじめ防止対策推進法2条）。お互いに気を付けて、マナーを守って利用しましょう。

勇気をふりしぼって大人に相談しよう。

困っている児童がいたら助けてあげよう。

いじめてる人を、はやし立てたり、
笑って見ているのは、いじめ
に加わっているのと同じです。

▶ 重税、投獄、拷問、強制移住、重労働。裁判
を受ける事も出来ず、権力者の言葉は絶対で
した。好きな仕事をしたり、好きな人と結婚
することもできませんでした。

▶ これを**市民革命**と呼びます。その過程の中で、
多くの血が流れていることを忘れてはなりま
せん。そのような先人たちの努力が現在の自
由社会の土台を築いてきたのです。

▶ 人間が人間たることに基づいて当然に享有す
る権利。基本的人権、基本権などとも呼ばれ
ます。

自由にものが言えたり、本が書けること
(21条)、お互いの合意で自由に結婚ができる
こと(24条)、**教育を受ける権利**※があるこ
と(26条)、働く権利があり自由に職業が選
べること(27・22条1項)、好きなところで
住んで(22条。居住・移転の自由)、好きな
ものを買って手に入れることができること
(29条。財産権)など。

※教育を受ける権利は特に大切です。いじめ
があると、安心して学習その他の活動に取
り組むことができません。**いじめ防止対策
推進法**でも、「いじめ」を『いじめを受けた
児童等の**教育を受ける権利**を著しく侵害し、
その心身の健全な成長及び人格の形成に重
大な危険を生じさせる恐れがあるもの』
(同法1条)としています。

発展 公共の福祉

憲法は、国家権力に歯止めをかけて、国民の人権を
守るために生まれました。ですから、憲法は人権保
障の体系であり、国民はあくまでも個人として尊重
されなければなりません。ただし、憲法によって保
障されている人権ですが、なんでもかんでも自由と
いうわけではありません。たとえば、いくら「表現
の自由」が保障されているといっても、他人の名誉
やプライバシーを侵害してまで表現する自由が無制
約に認められているわけではないのです。どのよう
な人権であっても、他人に迷惑をかけない限りにお
いて認められるという制限を持っています。すべて
の人の人権がバランスよく保障されるように、人権
と人権の衝突を調整することを、憲法は「公共の福
祉」と呼んでいます。

今日の まとめ

私たち一人一人には人権があります。
自分を大切にすると同時に、他の人も大切にしなければ

なりません。「人権を守る」ということは、⑨を尊重し、

⑩理解しようとすることもありません。



いじめのない、皆が自分らしく生き生きと暮らし、夢や幸せを追求できる
社会にしましょう。

【いじめも場合によっては「犯罪」です】

ぼうこうざい しょうがい きょうはく きょうよう きょうかつ めいよきそん
暴行罪・傷害罪・脅迫罪・強要罪・恐喝罪・名誉毀損罪・
ぶじやく きぶつそんかい せつとう きょうざ
侮辱罪・器物損壊罪・窃盗罪・犯罪の教唆などになります。

ただし、14歳に満たない子どもには刑罰を加えることはできませんので(刑法41条)、14歳未満であることが判明した場合には、処罰を目的とした捜査はできません。警察は任意捜査の範囲で捜査を行い、「刑罰法令に触れる行為をした少年」(少年法3条1項2号)として、児童相談所に通告します。その後、場合によっては、都道府県知事や児童相談所長が、家庭裁判所に事件を送致することもあり(3条2項)、その場合には、14歳未満の少年(児童)でも家庭裁判所で審判を受けることになります。

また、民事上、いじめは法的に不法行為(民法709条)であり、損害賠償の責任が行為者に発生します。行為者が未成年の場合は監督義務者(親権者)が責任を負います(同714条)。

【いじめ防止対策推進法】抜粋

第一条(目的)

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第二条(いじめの定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第三条(基本理念)

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

【日本国憲法】抜粋

第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条

すべて国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第26条(教育を受ける権利)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。